

土壤汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令案の概要

※以下「法」とは、改正法による改正後の土壤汚染対策法をいい、「現行令」とは、現行の土壤汚染対策法施行令をいう。

※以下において使用する用語は、土壤汚染対策法において使用する用語の例による。

※内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする。）。

1. 土壤汚染対策法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、現行令第3条第2号の要件に、「当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に応じて環境省令で定める措置が講じられていること。」を追加することとする。

また、要措置区域の指定に係る基準を定める現行令第5条第2号についても、同様に、「当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に応じて環境省令で定めるもの」を追加することとする。

土地の汚染状態に応じた汚染の除去等の措置（具体的には、環境省令で定める予定）が講じられていない土地を、法第5条第1項の土壤汚染状況調査命令の対象とし、法第6条第1項の要措置区域の指定の対象とするための改正

2. 宅地建物取引業法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条第1項の重要事項説明の対象を定める同法施行令（昭和39年政令第383号）第3条第1項第32号を改正し、要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（第9条）及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更時の届出義務（第12条第1項から第3項まで）に係る規定を同法の「法令に基づく制限で政令で定めるもの」に位置付けることとする。

改正法により指定区域制度を廃止し、新たに要措置区域及び形質変更時要届出区域を創設したことに伴う改正

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成22年4月1日を予定）